

議 案 名	富士見市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	市町村特別給付の実施及び第9期富士見市高齢者保健福祉計画の策定に伴い令和6年度から令和8年度までの介護保険料の改定等を行うことが必要であるため富士見市介護保険条例の一部を改正するものです。
主な制定内容	(1)市町村特別給付の実施に関すること（第9条） 新たに介護保険法第62条に規定する市町村特別給付として紙おむつの支給を行うことを定めるものです。これまで、紙おむつ支給事業については地域支援事業における任意事業の家族介護用品支給事業として実施していたものですが、国において事業が段階的に廃止・縮小方針とされてきていることから、市町村特別給付へ移行するものです。 (2)介護保険料の改定等に関すること（第10条他） 第9期富士見市高齢者保健福祉計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の保険料額を所得段階ごとに定めるものです。
施 行 日	令和6年4月1日施行

富士見市介護保険条例（平成12年条例第6号）新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p><u>第2章 介護認定審査会（第2条—第8条）</u></p> <p><u>第2章の2 市町村特別給付（第9条—第9条の3）</u></p> <p>第3章 保険料（第10条—第17条）</p> <p>第4章 雑則（第18条）</p> <p>第5章 罰則（第19条・第20条）</p> <p>附則</p> <p><u>第2章の2 市町村特別給付</u> <u>（市町村特別給付）</u></p> <p><u>第9条 市は、法第62条に規定する市町村特別給付として、規則で定める者（以下「市町村特別給付対象者」という。）に対し、紙おむつの支給を行う。</u></p> <p><u>2 前項の紙おむつの支給に要する費用のうち、100分の90に相当する額を市の負担とし、100分の10に相当する額を市町村特別給付対象者の負担とする。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、災害その他規則で定める特別の事情により、市町村特別給付対象者に、前項の費用を負担させることが相当でないとき、前項中「100分の90」とあるのは、「100分の100」とし、「100分の10」とあるのは、「100分の0」とする。</u></p> <p><u>（市町村特別給付の制限等）</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p><u>第2章 介護認定審査会（第2条—第9条）</u></p> <p>第3章 保険料（第10条—第17条）</p> <p>第4章 雑則（第18条）</p> <p>第5章 罰則（第19条・第20条）</p> <p>附則</p>

第9条の2 市は、法第63条から第69条までの規定により市が行う保険給付の制限等の例により、市町村特別給付の制限等を行う。

(市町村特別給付の規則への委任)

第9条の3 法令及びこの条例に定めるもののほか、市町村特別給付に関し、必要な事項は、規則で定める。

(保険料率及び確定保険料)

第10条 令和6年度から令和8年度までの各年度における法第129条第2項に規定する条例で定める保険料率（以下「保険料率」という。）は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 31, 668円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 47, 676円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 48, 024円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 62, 640円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 69, 600円
- (6) 次のいずれかに該当する者 80, 179円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）

（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合

(保険料率及び確定保険料)

第10条 令和3年度から令和5年度までの各年度における法第129条第2項に規定する条例で定める保険料率（以下「保険料率」という。）は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 32, 472円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 45, 460円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 48, 708円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 58, 449円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 64, 944円
- (6) 次のいずれかに該当する者 72, 087円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）

（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合

計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。)が120万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 90,480円

ア 合計所得金額が210万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 103,564円

ア 合計所得金額が320万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除

計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。)が125万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ 又は第12号イ に該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 84,427円

ア 合計所得金額が200万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ 又は第12号イ に該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 107,157円

ア 合計所得金額が300万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除

く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 117, 972円

ア 合計所得金額が420万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 130, 430円

ア 合計所得金額が520万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 144, 420円

ア 合計所得金額が620万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除

く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ
_____に該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 110, 404円

ア 合計所得金額が400万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イ
_____に該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 123, 393円

ア 合計所得金額が600万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イ
_____に該当する者を除く。)

く。)、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 157, 783円

ア 合計所得金額が720万円未滿の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 170, 380円

ア 合計所得金額が800万円未滿の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 188, 198円

ア 合計所得金額が1,000万円未滿の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 208, 800円

(11) 次のいずれかに該当する者 129, 888円

ア 合計所得金額が800万円未滿の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ _____ に該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 136, 382円

ア 合計所得金額が1,000万円未滿の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 142, 876円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,836円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,836円」とあるのは、「33,756円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,836円」とあるのは、「47,676円」と読み替えるものとする。

5 (略)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第12条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、口若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,483円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,483円」とあるのは、「32,472円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,483円」とあるのは、「45,460円」と読み替えるものとする。

5 (略)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第12条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、口若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ

_____に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当す

するに至った日の属する月から同項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合計額とする。

4 (略)

るに至った日の属する月から同項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合計額とする。

4 (略)